

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の認可及び確認について

こども園課では、令和8年4月からこども誰でも通園制度を開始するに当たり、「朝来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「朝来市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（3月議会提出）」に基づき、認可・確認申請のあった施設の審査を実施します。

1. 認可について

設備及び職員の配置等に関する基準を満たし、適切にこども誰でも通園制度を実施できる施設であるかを審査し、適切であると認めることです。

（1）設備及び運営に関する基準について

設備や運営に関する基準について、国の定めた「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」をもとに、「朝来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めております。なお、この条例で定めている必要な面積基準などは以下のとおりです。

○認可基準の主な事項

項目	内容
施設の基準	一般型 : 乳児室 1.65 m ² 以上／1人当たり ほふく室 3.3 m ² 以上／1人当たり 保育室 1.98 m ² 以上／1人当たり 保育室等を2階以上に設置する場合の避難設備等 余裕活字型 : 保育所等の各施設又は事業の基準による
人員配置基準	一般型 : 保育従事者（半数以上は保育士とする） ・乳児（0歳）3人に1人以上 ・幼児（1歳～2歳）6人に1人以上 余裕活字型 : 保育所等の各施設又は事業の基準による

※一般型 : 定員を別に設け、在園時と合同又は専用室にて行う
 余裕活字型 : 施設の空き定員の枠を活用して行う

(2) 申請施設への認可について

乳児等通園支援事業の新規実施に係る事業認可について、以下の市内の教育・保育施設4施設から申請があり、申請内容を確認したところ、条例等関係法令を満たしていることから、当該各施設について認可しようとするものです。

こども誰でも通園制度の運営基準（認可基準）は保育所等の運営基準を基に作成されているため、既に認可されている保育所や認定こども園での実施であれば、基本的には基準を満たしている状況となっています。

○申請施設

施設名	施設の基準	人員配置基準	乳児通園施設の認可基準
ひまわりこども園	○	○	○
やなせこども園	○	○	○
枚田みのり保育園	○	○	○
めばえのにお保育園	○	○	○

2. 確認について

認可された事業者が運営に関する基準に則った手続や運営を行っているかを審査し、給付を受けることが適切であると認めることです。

(1) 利用定員について

利用定員は、子ども・子育て支援新制度において、施設・事業者が乳児等支援給付の対象となることの確認を受ける際に定める人数であり、その設定は、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が行うこととなります。

(2) 利用定員の設定について

令和8年4月から本格実施となる乳児等通園支援事業を実施予定の施設について、次のとおり利用定員を定めようとするものです。なお、余裕活用型で実施する私立園では、乳児等通園支援事業の利用定員を設定していても、園の利用定員に空き枠がなければ受け入れることはできません。

○対象施設
(私立園)

施設の名称	ひまわりこども園			
事業区分	余裕活用型			
乳児等通園支援事業の定員	<u>6人</u>			
施設の利用定員	0歳	1・2歳	合計	利用定員の空き枠
	5人	20人	25人	12人
在籍児童数(R8.4)	1人	12人	13人	

施設の名称	やなせこども園			
事業区分	余裕活用型			
乳児等通園支援事業の定員	<u>2人</u>			
施設の利用定員	0歳	1・2歳	合計	利用定員の空き枠
	8人	24人	32人	6人
在籍児童数(R8.4)	5人	21人	26人	

施設の名称	枚田みのり保育園			
事業区分	余裕活用型			
乳児等通園支援事業の定員	<u>5人</u>			
施設の利用定員	0歳	1・2歳	合計	利用定員の空き枠
	6人	22人	28人	5人
在籍児童数(R8.4)	0人	23人	23人	

施設の名称	めばえのにお保育園			
事業区分	余裕活用型			
乳児等通園支援事業の定員	<u>3人</u>			
施設の利用定員	0歳	1・2歳	合計	利用定員の空き枠
	3人	17人	20人	0人
在籍児童数(R8.4)	5人	17人	22人	

(公立園)

施設の名称	山口こども園			
事業区分	一般型			
乳児等通園支援事業の定員	<u>6人</u>			
施設の利用定員	0歳	1・2歳	合計	利用定員の空き枠
	4人	16人	20人	6人
在籍児童数(R8.4)	2人	12人	14人	